

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 民都大阪休眠預金等活用団体（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項について定める。

(基本理念)

第2条 監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監事及び監事会

(監事会の機能)

第6条 監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するため、監事により構成する監事会を置く。

2 監査の実施及び監事会の運営に関し必要な事項は、監事相互の協議により定める。

(監事の独任制)

第7条 監事は独任制の機関であり、前条の監事会の決定が各監事の権限の行使を妨げることはできない。

第3章 監事監査の環境整備

(代表理事との定期的会合)

第8条 監事は、代表理事と定期的に会合を持ち、代表理事の経営方針を確かめるとともに、法人が対処すべき課題、法人を取り巻くリスクのほか、監事の職務を補助すべき使用人（本規程において補助使用人という。）の確保及び監事への報告体制その他の監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表理事との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

(監事監査の実効性を確保するための体制)

第9条 監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制の確保に努める。

- 2 前項の体制確保のため、監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法」という。）施行規則第14条第5号から第11号までの各号に規定する監事監査を支える体制や監事による理事又は使用人からの情報収集に関する体制の具体的内容について決定し、当該体制を整備するよう理事又は理事会に対して要請する。
- 3 前項の体制のうち、監事は、理事又は使用人からの監事への報告に関する体制の強化充実に努める。特に、法人の内部通報制度において、通報窓口で受付けた重要な通報内容の情報が監事にも提供されているか及び通報者が不利な取扱いを受けないことが確保されているかを確認し、法人の内部通報制度が有効に機能しているかを監視し検証しなければならない。

第4章 業務監査

(理事の職務の執行の監査)

第10条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 前項の職責を果たすため、監事は、理事会決議その他における理事の意思決定の状況及び理事会の監督義務の履行状況を監視し検証しなければならない。
- 3 監事は、理事が、一般法第90条第4項5号及び一般法施行規則第14条第1号から第4号に規定される内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証しなければならない。
- 4 監事は、理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があると認めたときは、その事実を監査報告に記載しなければならない。

(理事会等の意思決定の監査)

第11条 監事は、理事会決議その他において行われる理事の意思決定に関して、善管注意義務、忠実義務等の法的義務の履行状況を、以下の観点から監視し検証しなければならない。

- (I) 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと

- (2) 意思決定過程が適切な法人内規程に従い合理的であること
- (3) 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
- (4) 意思決定内容が通常の法人経営者として明らかに不合理ではないこと
- (5) 意思決定が理事の利益又は第三者の利益でなく法人の事業目的の達成若しくは公益を第一に考えてなされていること

(理事会の監督義務の履行状況の監査)

第12条 監事は、代表理事その他の業務執行理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているかを確認するとともに、理事会が監督義務を適切に履行しているかを監視し検証しなければならない。

(内部統制システムに係る監査)

第13条 監事は、法人の理事会決議に基づいて整備される一般法第90条第4項5号及び一般法施行規則第14条第1号から第11号に規定される体制（本規程において「内部統制システム」という。）に関して、当該理事会決議の内容及び理事が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証しなければならない。

- 2 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を理事に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監視し検証しなければならない。
- 3 監事は、内部統制システムに係る理事会決議の内容が相当でないとき、内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認めるとき、及び、内部統制システムの構築・運用の状況において理事の善管注意義務に違反する重大な事実があると認められたときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。

(競業取引及び利益相反取引等の監査)

第14条 監事は、次の取引等について、理事の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならない。

- (1) 競業取引
 - (2) 利益相反取引
 - (3) 法人がする無償の財産上の利益供与（反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。）
- 2 前号各号に定める取引等について、法人内部部門等からの報告又は監事の監査の結果、理事の義務に違反し、又は違反するおそれがある事実を認めるときは、監事は、理事に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 監事は第1項各号に掲げる事項以外の重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう理事に対し助言又は勧告しなければならない。

(事業報告等の監査)

- 第15条 監事は、事業年度を通じて理事の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書（本規程において「事業報告等」という。）が適切に記載されているかについて監査意見を形成しなければならない。
- 2 監事は、特定理事から各事業年度における事業報告等を受領し、当該事業報告等が法令又は定款に従い、法人の状況を正しく示しているかどうかを監査しなければならない。
 - 3 監事は、前2項を踏まえ、事業報告等が法令又は定款に従い、法人の状況を正しく示しているかどうかの意見を監事監査報告に記載しなければならない。
 - 4 事業報告の監査にあたって、監事は、必要に応じて、会計監査人との連携を図る。

第5章 会計監査

(会計監査)

- 第16条 監事は、事業年度を通じて理事の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る定款第11条第1項に定める計算関係書類及びその他の書類が法人の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成しなければならない。

(会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の確認)

- 第17条 監事は、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行わなければならない。

- (1) 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- (2) 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任継続の方針に関する事項
- (3) 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計方針の監査)

- 第18条 監事は、会計方針が適切であるかについて、会計監査人の意見を徴して検証しなければならない。
- 2 法人が会計方針を変更する場合には、監事は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう理事に求め、その変更の当否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。

(計算関係書類の監査)

- 第19条 監事は、特定理事から各事業年度における計算関係書類を受領する。監事は、理事及び使用人等に対し重要事項について説明を求め確認を行う。

- 2 監事は、各事業年度における計算関係書類につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を受領する。監事は、会計監査人に対し、会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。当該調査の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときには、監事は、自ら監査を行い相当でないと認めた旨及び理由を監事監査報告書に記載しなければならない。

(会計監査人の選任等の手続)

第20条 監事は、一般法の規定により会計監査人の解任権、選解任・不再任議案の決定権又は同意権が付与されていることを踏まえ、適切な評価基準及び選定基準を策定して、会計監査人の評価及び選定を行わなければならない。

(会計監査人の報酬等の同意手続)

第21条 監事は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかについて、確認する。また、法人が会計監査人と監査契約を締結する場合には、会計監査人の報酬の額、その他監査契約の内容が適切であるかについて、毎期の契約ごとに検証する。

第6章 監査の方法等

(監査事項の個別監査手続の方法)

第22条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・質問・報告の聴取等により監査を行うものとする。また、必要に応じて、法人本部のみならず、各事業部門、支部等の事業所へも往査して実施する。

- 2 文書査閲については、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を査閲し、必要があると認めたときは、監事又は使用人に対しその説明を求め、又は意見を述べる。

(会議への出席、書面決議の検討)

第23条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、かつ、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- 3 理事が第1項の会議の決議の目的である事項について法令の規定に従い当該決議を省略しようとしている場合には、監事は、その内容(決議を省略しようとしていることを含む)について検討し、必要があると認めたときは異議又は意見を述べる。
- 4 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(法人財産の調査)

第24条 監事は、重要な法人財産の取得、保有及び処分状況、法人の資産および負債の管理状況等を含めた法人財産の現況及び実質価値の把握に努める。

- 2 活用法第 29 条に定める運用資金の運用については、同条第 2 項の方法によっていること、また、運用資金の取り崩しについては、同条第 3 項を遵守していることについて、理事及び使用人に対し報告を求め、調査・監視し検証しなければならない。

(会計監査人との連携)

- 第 25 条 監事は、会計監査人と緊密な連携を保ち実効的かつ効率的な監査を実施できるよう、そのための体制の整備に努める。
- 2 会計監査人との連携の方法、時期及び内容（情報・意見交換事項）については、法令に規定されているもののほか、日本公認会計士協会の関連する監査基準委員会報告書及び監査の実務指針の内容に留意する。
 - 3 監事は、会計監査人から理事の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合には、監事会において審議のうえ、必要な調査を行い、理事会に対する報告は又は理事に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を適時に講じなければならない。

第 7 章 監査の報告

(理事会に対する意見陳述義務)

- 第 26 条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令及び定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。
 - 3 監事は、業務の遂行に当たり、この法人の業務の運営又は諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し意見を述べることができる。

(差止請求)

- 第 27 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為の差し止めを請求することができる。

(理事の報告)

- 第 28 条 監事は、理事がこの法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

(会計方針等に関する意見)

- 第 29 条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。
- 2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述

べることができる。

(評議員会への報告)

第30条 監事は、評議員会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には評議員会に報告する。

(評議員会における説明義務)

第31条 監事は、評議員会において評議員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免及び報酬に関する評議員会における意見陳述)

第32条 監事は、その任免及び報酬について、評議員会において意見を述べるることができる。

(監査調書の監査)

第33条 監事は、監査調書を作成し保管しなければならない。当該監査調書には、監事が実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に至った過程及び理由等を記載する。

(監査報告の作成・通知)

第34条 監事は、日常の監査を踏まえ、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 監事は、事業報告に係る監査報告内容を特定理事に通知し、計算関係書類に係る監査報告の内容を会計監査人に通知しなければならない。

第8章 雑則

(監査補助者)

第35条 監事の職務執行の補助機関としては、総務部がこれにあたる。

- 2 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

(改正)

第36条 この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、内閣総理大臣の指定活用団体の指定の日から施行する。